

柴田町日常生活用具給付事業実施要綱

	平成18年	9月29日	告示第92号
改正	平成21年	11月16日	告示第83号
改正	平成22年	2月3日	告示第10号
改正	平成22年	9月30日	告示第77号
改正	平成23年	2月22日	告示第8号
改正	平成25年	5月30日	告示第53号
改正	平成25年	10月24日	告示第94号
改正	平成26年	9月1日	告示第94号
改正	平成27年	11月1日	告示第98号
改正	平成28年	5月1日	告示第51号
改正	平成29年	12月1日	告示第94号
改正	令和2年	7月28日	告示第88号

(趣旨)

第1条 この告示は、柴田町地域生活支援事業実施規則（平成18年柴田町規則第37号）第3条第7号に規定する日常生活用具給付事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 町は、重度障害者等に対し日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより、日常生活の便宜を図り、もって重度障害者等の福祉の増進に資するため、日常生活用具給付事業を行う。

(用具及び対象者)

第3条 給付の対象となる用具の種目は、別表の種目欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の対象者欄に掲げる障害児・者又はこれを扶養する者とする。

(申請及び決定)

第4条 用具の給付を希望する対象者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）により、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、調査書（様式第2号）を作成し、申請者の状況等を調査した上、給付等の可否を決定し、日常生活用具給付決定通知書（様式第3号。以下「給付決定通知書」という。）又は却下決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

3 町長は、給付の決定をした者（以下「利用者」という。）に対して、日常生活用具給付券（様式第5号）を交付するものとする。

(使用)

第5条 利用者又は利用者が扶養する者で、申請に係る用具を使用する者（以下「利用者等」という。）は用具をその本来の目的以外に使用し、又は転貸等してはならない。

2 利用者等は善良な管理者の注意をもって用具を管理するものとし、これを破損

し、又は紛失したときは、町長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

(費用負担)

第6条 利用者は、別表の基準により給付を受けた用具(以下「給付用具」という。)の購入に要する費用の一割を負担(別表に掲げる種目ごとの基準単価を超えた範囲の額については利用者の全額負担)し、用具納付業者(以下「業者」という。)に直接支払わなければならない。この場合において負担額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。なお、原則として負担する額は用具の引渡しの日直接業者に支払うものとする。

2 町長は、給付に必要な用具の購入に要する費用から前項の規定により利用者が、支払った額を控除した額を当該業者に支払うものとする。

(再給付)

第7条 既に給付を受けている用具と同一の用具の再給付については、前回の給付日より別表の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能等の理由により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

2 再給付を認めることができる場合は、前項の期間を経過した後であっても、次に掲げる場合に限るものとする。

(1) 修理不能の場合

(2) 再給付の方が部品を交換するよりも真に合理的・効果的であると認められる場合

(3) 操作機能の改善等を伴う新たな機能の方が、障害者等の用具の使用効果が向上する場合

(4) 町長がやむを得ない事情があると特別に認める場合

(返還)

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により用具の給付を受けた者があることを知ったときは、用具の給付等に要した費用の一部又は全部を返還させることができる。

(排泄管理支援用具の特例)

第9条 町長は、申請者の手続の利便を考慮し、人工鼻及び排泄管理支援用具については、年度内において次のとおり取り扱うことができる。

(1) 暦月を単位として2か月ごとに給付券を1枚交付すること。

(2) 別表の基準単価の範囲内で、1か月に必要とする人工鼻及び排泄管理支援用具に相当する額の2倍(2か月分)の額を給付券1枚に記載して交付することができる。

(3) 給付券は、申請1回につき3枚(半年分)まで一括交付すること。

(給付等台帳の整備)

第10条 町長は、用具の給付等の状況を明確にするため、障害児・者日常生活用具台帳(様式第6号)を整備するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に障害児・者日常生活用具の給付を受けている者は、この要綱の規定により給付を受けている者とみなす。

(柴田町重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱等の廃止)

3 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 柴田町重度身体障害者日常生活用具給付等実施要綱（平成12年柴田町告示第52号）

(2) 柴田町重度障害児・者日常生活用具給付等実施要綱（平成12年柴田町告示第53号）

附 則（平成21年告示第83号）

この告示は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成21年告示第10号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第77号）

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第8号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第53号）

この告示は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第94号）

この告示は、平成25年10月25日から施行する。

附 則（平成26年告示第94号）

この告示は、平成26年 9月 1日から施行する。

附 則（平成27年告示第98号）

この告示は、平成27年11月 1日から施行する。

附 則（平成28年告示第51号）

この告示は、平成28年 5月 1日から施行する。

附 則（平成29年告示第94号）

この告示は、平成29年12月 1日から施行する。

附 則（令和 2年告示第 号）

(施行期日)

1 この告示は、令和 2年 8月 1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の柴田町日常生活用具給付事業実施要綱の規定は、令和2年10月以後の給付分から適用し、同年9月以前の給付分については、なお従前の例による。